

## 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」の改定の概要

### 改定概要

平成 23 年度第 3 次補正予算に伴い、東日本大震災の震災対応案件の応募に関する事項等を新たに設けるとともに、改正 N P O 法に対応した個別指導や講習会等に関する事項が追加されている。

### 改定時期

平成 23 年 12 月改定

### 主な改定ポイント

1. 「N P O 等の活動基盤整備のための支援事業」の趣旨に、改正 N P O 法への対応を明記  
個別指導や講習会の開催などを実施し、新認定制度への円滑な施行することが明記される。
2. 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の趣旨に東日本大震災からの復興等に関する記述を明記  
東日本大震災からの復興等に関する諸課題の解決の取り組みについては、十分配慮すること。
3. 「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の事業スキーム

#### 震災対応案件を追加

全国の N P O 等が県域を越えて岩手県、宮城県及び福島県の事業に応募が可能となる。N P O 等は行政からの推薦状（応募内容等について）を提出すれば、都道府県・市区町村と連携しないで応募可能となる。この場合は、N P O に直接、助成金を交付する。

各都道府県は、N P O 等に対して県域を超えた応募のための支援（必要な情報提供、応募内容についての指導・助言等）を行う。

#### 採択要件の変更

震災対応案件については、N P O 等が実施主体になれる。ただし、選定後は推薦した行政は、会議体への参加義務。

#### 事業額制限等の変更

岩手県、宮城県及び福島県の判断で事業額の制限を柔軟に変更することができる。上限、1000 万円を超える事業が可能となる。

#### 4. 記載解釈の明文化・明確化

N P O 等は、事務所を置く都道府県以外の都道府県の事業に応募可能（解釈を明文化）  
内容が異なれば、同一の N P O 等が複数の事業に応募可能（解釈を明文化）  
N P O 等と都道府県・市区町村が「連携」の文言を、「連名」に変更 等